平成８年長審第１０号
漁船照徳丸機関損傷事件

言渡年月日　平成８年６月２６日
審　判　庁　長崎地方海難審判庁（降幡泰夫、千手末年、勝又三郎）
理　事　官　大山繁樹

損　　害
６番シリンダのクランクピン軸受メタル焼損、クランク軸及び６番シリンダ連接棒損傷

原　　因
主機潤滑油こし器の整備不十分

主　　文
本件機関損傷は、主機の潤滑油こし器の整備が不十分で、同こし器のバイパス弁が開いた状態で運転が続けられたことに因って発生したものである。
受審人Ａを戒告する。

理　　由
（事実）
船 種 船 名　漁船照徳丸
総 ト ン 数　１３トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　力　２５７キロワット

受　審　人　Ａ
職　　名　船長
海 技 免 状　一級小型船舶操縦士免状

事件発生の年月日時刻及び場所
平成７年１１月２９日午後５時
五島列島奈留島西方沖合

照徳丸は、まき網漁業に従事するＦＲＰ製灯船で、主機として、Ｂ社が製造した、６ＫＨ－ＵＴ型と呼称する、定格回転数毎分２，０００の過給機付４サイクル６シリンダ・ディーゼル機関を装備していた。
主機の潤滑油は、クランク室下部の油だめに約６０リットル入れられ、直結駆動の潤滑油ポンプによって吸引加圧されたあと、潤滑油こし器及び同油冷却器を順に経て潤滑油主管に至り、同管から各部へ

送られて潤滑もしくは冷却を行い、油だめに落下するようになっており、一方、同油冷却器の出口管から分岐した潤滑油が過給機を潤滑して油だめへ戻るようになっていた。

潤滑油こし器は、紙フィルタ製の使い捨てエレメントを装着した２筒式で、常時２筒が並列に使用され、同器にはバイパス弁が設けられていて、フィルタが汚損して入口と出口の差圧が１．５キログラム毎平方センチメートル（以下圧力単位については「キロ」という。）になれば同弁が開いて油圧を保持し、潤滑油主管に設けられた自動圧力調整弁により、同こし器の汚れに関係なく圧力が５キロないし６キロに保持される配管となっており、主機取扱説明書には、同こし器のエレメントを使用時間５００時間毎に、あるいは２箇月ないし３箇月毎に新替えするよう明記されていた。

受審人Ａは、平成２年３月から乗り組み、夕刻出港して翌朝帰港する操業を１箇月に１８回ばかり行って主機を１箇月あたり約２７０時間運転しており、潤滑油の新替えを取扱説明書に従って２箇月毎に行っていたものの、潤滑油こし器のエレメント新替えについては、潤滑油を定期的に取り替えているから所定どおり行う必要はないと思い、船舶所有者の指示に従って同７年３月２５日に機関整備業者に依頼して新替えしたあと、定期的に新替えすることなく、やがて同器がスラッジ等によって詰まり、バイパス弁が開いた状態で主機の運転を続けていた。

こうして照徳丸は、Ａ受審人が甲板員１人と乗り組み、同年１１月２９日午後４時３０分僚船とともに長崎県南松浦郡奈留町の浦漁港を発し、主機を回転数毎分１、４００の半速力前進にかけ、魚群探索を行いながら五島列島西方の漁場に向かう航行の途、主機潤滑油中の異物が同油こし器をバイパスして最船首側に位置する６番シリンダのクランクピン軸受に達し、同軸受メタルが異物をかみ込んで焼き付き、クランクピンと共回りを始めるに至り、操船中のＡ受審人が、主機が異音を発するのに気付いて回転数を下げ、機関室に赴いて調査していたところ、同５時ごろ黒瀬鼻灯台から真方位２８０度４．４海里ばかりの地点において主機が自停した。

当時、天候は晴で風力１の北西風が吹いていた。

照徳丸は、航行不能となって僚船に引かれ、いったん漁場に至って投錨のうえ操業の終了を待ち、再び引かれて浦漁港に入港し、主機を精査した結果、前記クランクピン軸受メタルの焼き付きでクランク軸及び６番シリンダ連接棒も損傷しているのが判明し、損傷部品を新替えするなどの修理が行われた。

（原因）

本件機関損傷は、主機を取り扱うにあたり、潤滑油こし器の整備が不十分で、同こし器が詰まってバイパス弁が開いた状態で運転が続けられ、クランクピン軸受が異物をかみ込んだことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、主機を取り扱う場合、各軸受等に異物が侵入することのないよう、取扱説明書に従って潤滑油こし器のエレメントを定期的に新替えすべき注意義務があったのに、これを怠り、潤滑油を２箇月毎に取り替えているからその必要はないと思い、長期間同エレメントを新替えしなかったことは職務上の過失である。Ａ受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。